

アイユウ東大阪病院・居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人有隣会が設置する、アイユウ東大阪病院・居宅介護支援事業所（以下「介護支援事業所」という）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供をおこなうことを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護認定状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか「大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年3月4日大阪市条例第20号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業をおこなう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 アイユウ東大阪病院・居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 大阪市城東区中央1丁目-7番-31号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・介護支援専門員）
事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守

すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員： 介護支援専門員7名（常勤職員7名、非常勤職員0名）
要介護認定者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
（ただし、国民の祝日に関する法律で規定する休日及び12月30日から1月3日までの間は営業をおこなわないものとする。）
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までの間とする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

（指定居宅介護支援事業所の提供方法及び内容）

第6条 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第12条及び第13条に定める取り扱い方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1、利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応 当事業所内相談室において行う。
- 2、課題分析の実施
- (1) 課題分析の実施にあつては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家庭に面接して行うものとする。
- (2) 課題分析の実施にあつては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
- (3) 使用する課題分析票の種類はT A I方式
- 3、居宅サービス計画原案の作成
利用者及びその家族並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 4、サービス担当者介護等の実施
居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- 5、居宅サービス計画の確定
介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について

利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

6、サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- 1、法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。
- 2、提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定介護支援提供証明書を交付する。
- 3、通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、頂いておりません。

(運営の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は大阪市城東区、大阪市鶴見区、大阪市都島区、大阪市旭区とする。

(衛生管理等)

第9条 事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2、事業者は、事務所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 3、事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為に対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為に指針を整備する。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じものとする。

- 2、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、

損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 11 条 指定居宅介護支援の提供に係わる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2、 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3、 事業所は、提供した指定居宅介護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする

- 2、 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止の関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものが出来る）を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を実施するための担当者を置くものとする。
 - (5) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2、 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為に計画

(以下、「業務継続計画」という。を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期手を実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行ない、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制について検証、整備する。

2、本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年1回

3、職員は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

4、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする

5、事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。

6、この規定に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は、社会医療法人有隣会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

付則 平成15年 3月 1日から施行する。

付則 平成17年 2月14日から施行する。

付則 平成17年 8月 1日から施行する。

付則 平成18年 9月16日から施行する。

付則 平成18年10月 1日から施行する。

付則 平成20年 3月 1日から施行する。

付則 平成27年 4月 1日から施行する。

付則 平成27年 8月1日から施行する。

付則 平成28年 4月1日から施行する。

付則 平成28年 5月1日から施行する。

付則 平成28年10月1日から施行する。

付則 平成29年1月1日から施行する。

付則 平成29年2月21日から施行する。

付則 平成29年4月1日から施行する。

付則 平成29年9月1日から施行する。

付則 平成30年4月1日から施行する。

付則 平成30年4月30日から施行する。

付則	平成30年9月1日から施行する。
付則	平成30年11月1日から施行する。
付則	平成31年5月1日から施行する。
付則	令和元年7月1日から施行する。
付則	令和元年12月1日から施行する。
付則	令和2年3月1日から施行する。
付則	令和2年4月1日から施行する。
付則	令和2年7月16日から施行する。
付則	令和2年10月1日から施行する。
付則	令和3年1月1日から施行する。
付則	令和3年4月1日から施行する。
付則	令和3年5月1日から施行する。
付則	令和3年6月1日から施行する。
付則	令和4年7月1日から施行する。
付則	令和5年9月1日から施行する。
付則	令和6年3月1日から施行する。
付則	令和6年4月1日から施行する。
付則	令和6年10月1日から施行する。